

## コミュニティ活動の推進に「役

市民活躍課(☎65-8711)

宝くじの助成を受けて、東上坂町自治会が自治会館を新築されました。

この助成は、(一財)自治総合センターが、宝くじの収益を地域に還元するために実施しているもので、今後、さらに地域コミュニティ活動が推進されることが期待されます。



▲東上坂町自治会館



## 滋賀県交通災害共済の廃止について

市民活躍課(☎65-8711)

1人500円で加入できる共済制度として親しまれてきた「交通災害共済」は、平成29年度の募集をもって廃止となり、平成30年度以降の募集は行いません。

長年にわたるご利用、ご協力誠にありがとうございました。

### 【災害見舞金の請求】

共済加入期間中に交通事故に遭われた場合は、交通事故発生の日から必ず2年以内に、担当課または北部振興局地域振興課で請求の手続きをしてください。



▲交通災害共済イメージキャラクター「こうくん」

## 3月25日(日)はゴミの 持込みが可能です

環境保全課(☎65-6513)

クリスタルプラザ、クリーンプラントおよび伊香クリンプラザでゴミの持込みを受け付けていますので、ご利用ください。

### ◆受付時間

8時30分～12時、13時～16時30分

### ◆次回の持込み受付予定日

4月22日(日)

## 自転車保険に加入していますか

市民活躍課(☎65-8711)

滋賀県では条例により、平成28年10月から自転車損害賠償保険等への加入が義務づけられました。近年、自転車に起因する重大事故が増えており、未成年者が加害者となり数千万円の賠償責任を負った事例もあります。必ず損害賠償保険等に加入してください。

### 【加入の方法】

生命保険や自動車保険など、加入している保険会社もしくは自転車店に相談し、加入手続きをしてください。

### 交通ルールを守りましょう

自転車は道路交通法上、軽車両に位置づけられており、ルールを無視した運転には罰則が定められています。交通ルールを正しく理解し、マナーを守って安全に利用しましょう。

また、運転中にスマートフォンや携帯電話等を操作したり、ヘッドフォンで音楽を聞きながら運転する「ながら運転」は、大変危険です。絶対にやめましょう。



## 廃車手続きはお済みですか

税務課(☎65-6508)

原動機付自転車や軽自動車等に対する軽自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有(登録)している場合に、年税額が課税されます。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更されても、月割や減額の制度はなく、その年度分の税金を納めていただくことになりますので、ご注意ください。

### 【廃車の手続きが必要な場合】

- 車両を他人に譲渡、または売買したとき
- 故障などで車両を廃棄したとき、または解体したとき
- 車両が盗難にあったとき
- 長浜市外に住所が変わったとき
- 所有者または使用者が亡くなったとき

### 【廃車の手続き先】

○長浜市ナンバーの原動機付自転車  
小型特殊自動車

### 税務課、北部振興局福祉生活課、各支所

○滋賀ナンバーの普通自動車  
125ccを超える2輪車

### 滋賀運輸支局(守山市木浜町)

(☎050-6540-2664)

○滋賀ナンバーの軽自動車(3輪・4輪)

軽自動車検査協会滋賀事務所(守山市木浜町)  
(☎050-6381-611843)

## 行政相談をご利用ください

- ① 3月6日(火) 9時～12時  
びわ高齡者福祉センター(難波町)  
中川 博子 氏
  - ② 3月13日(火) 13時～15時  
保健センター西浅井分室(西浅井町塩津浜)  
坂井 富子 氏
  - ③ 3月14日(水) 13時～15時  
高月支所(高月町渡岸寺)  
高山 平一郎 氏
  - ④ 3月15日(木) 9時～12時  
長浜市社会福祉センター(八幡東町)  
三浦 正司 氏
  - ⑤ 3月15日(木) 9時～12時  
木之本まちづくりセンター(木之本町木之本)  
谷口 慶祐 氏  
相談は無料、予約不要。秘密厳守します。
- 問合せ  
滋賀行政監視行政相談センター  
☎077-523-11926

## 3月の長浜市民献血デーに ご協力ください

健康推進課(☎65-7779)

左記の場所に献血バスが配車されますので、献血への協力をお願いします。

3月10日(土) 西友長浜楽市店  
【受付時間】 10時～11時45分  
13時～15時30分

※400ml献血をお願いします。

詳しくは、滋賀県赤十字血液センターホームページ。  
(http://shiga.bc.jrc.or.jp/)

## 国民年金からのお知らせ

### 一日年金相談所の開設

【日 程】 3月15日(木)  
【相談時間】 10時～16時  
【会 場】 市役所本庁舎5階 51C会議室  
【申込み】 平日の8時30分から17時15分までに、次の予約専用電話でお申込みください。相談日の1週間前までにご予約ください。

【予約専用電話】 0749-12315489

※この電話では予約以外のご用件はお受けできません。

☎彦根年金事務所 お客様相談室  
(☎0749-2311116)

### ご存知ですか 国民年金の任意加入制度

基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間、保険料を納めなければ満額の年金を受け取ることができません。  
納め忘れなどにより満額受給できない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。(昭和40年4月1日以前に生まれた人に限ります)

また、海外に在住する日本国籍を持つ人も、国民年金に任意加入することができます。詳しくは左記までお問い合わせください。  
☎彦根年金事務所 国民年金課  
(☎0749-2311114)